(8)　１三ハの(7)に掲げる賭け　２対１
(9)　１三ハの(8)に掲げる賭け　１対１
(10)　１三ハの(9)に掲げる賭け　１対１
(11)　１三ハの(10)に掲げる賭け　１対１
(12)　１三ハの(11)に掲げる賭け　１対１
(13)　１三ハの(12)に掲げる賭け　１対１
(14)　１三ハの(13)に掲げる賭け　１対１

六　不適切な事象に対する措置

１の六の規定は、ダブルゼロルーレットに係る不適切な事象について準用する。この場合において、同六イの(3)中「第七の２」とあるのは「第七の１」と、同六ロの(4)中「五のイ」とあるのは「２五のイ」と、同ロの(6)中「五」とあるのは「２の五」と読み替えるものとする。

七　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

１の七の規定は、ダブルゼロルーレットに係るディーラー操作式電子テーブルゲームを使用する場合について準用する。この場合において、同七中「第七の１」とあるのは「第七の２」と、「六イの(2)」とあるのは「２の六において準用する１六イの(2)」と、「八」とあるのは「２の八」と、同七のイ中「二」とあるのは「２の二において準用する１の二」と、同七のロ中「三のイ、ロ及びニ、四のイ並びに六イの(1)」とあるのは「２三のイ、ロ及びニ並びに２の四において準用する１四のイ並びに２の六において準用する１六イの(1)」と、「三のニ」とあるのは「２三のニ」と、同七のハ中「三のロ及びハ並びに五のロ」とあるのは「２三のロ及びハ並びに２五のロ」と、同七のニ中「五のイ」とあるのは「２五のイ」と読み替えるものとする。

八　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

１の八の規定は、ダブルゼロルーレットに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同八中「(一)」とあるのは「(２の一)」と、「三ハの(1)から(13)まで」とあるのは「２三ハの(1)から(6)まで」と、「第七の１」とあるのは「第七の２」と、「一、六」とあるのは「２の一、２の六において準用する１の六」と、「一に定める用具」とあるのは「２の一に定める用具」と、「イの(1)及びロの(1)」とあるのは「２の六において準用する１六イの(1)及び同六ロの(1)」と、「七（」とあるのは「２の七において準用する１の七（」と、同八のイ中「七のイ」とあるのは「２の七において準用する１七のイ」と、「七のロ」とあるのは「２の七において準用する１七のロ」と、「六イの(1)（」とあるのは「２の六において準用する１六イの(1)（」と、同八のロ中「三、四、六イの(1)」とあるのは「２の三、２の四において準用する１の四、２の六において準用する１六イの(1)」と、「六のイ」とあるのは「２の六において準用する１六のイ」と、同八のハ中「三及び四」とあるのは「２の三及び２の四において準用する１の四」と、「一のロ」とあるのは「２一のロ」と読み替えるものとする。

九　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

１の九の規定は、ダブルゼロルーレットに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同九のイ中「七又は八」とあるのは「２の七において準用する１の七又は２の八において準用する１の八」と、「第七の１」とあるのは「第七の２」と、同イのただし書中「三のニ」とあるのは「２三のニ」と読み替えるものとする。

第一図

0			
1	2	3	第1ダズンに対応する区画
4	5	6	
7	8	9	
10	11	12	
13	14	15	第2ダズンに対応する区画
16	17	18	
19	20	21	
22	23	24	
25	26	27	第3ダズンに対応する区画
28	29	30	
31	32	33	
34	35	36	
第１列に対応する区画	第２列に対応する区画	第３列に対応する区画	

第二図

0			
1	2	3	第1ダズンに対応する区画
4	5	6	
7	8	9	
10	11	12	
13	14	15	第2ダズンに対応する区画
16	17	18	
19	20	21	
22	23	24	
25	26	27	第3ダズンに対応する区画
28	29	30	
31	32	33	
34	35	36	
第１列に対応する区画	第２列に対応する区画	第３列に対応する区画	